（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予等に関する経過措置）

第五条　新令第二百六十六条の二第一項及び第二項の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

２　新令第二百六十六条の三第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、個人が施行日以後に担保を供する場合について適用する。

（勤労者財産形成促進法施行令の一部改正）

第六条　勤労者財産形成促進法施行令（昭和四十六年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める。

法人税法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十五号

法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百十八条の十二」を「第百十八条の十三」に、「公益法人等」を「公共法人等」に改める。

第一条中「外国法人」の下に「（公共法人を除く。）」を加える。

第九条中「各事業年度（」の下に「当該法人が公共法人に該当していた事業年度を除く。」を加える。

第十一条中「有価証券の意義」を「定義」に改め、同条第一号中「限る」の下に「ものとし、資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第九項（定義）に規定する特定信託受益権を除く」を加える。

第十二条中「（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項」を「第二条第十四項」に改める。

第二十九条第二項中「又は第三号に掲げる法人」を「に掲げる法人又は第四号に掲げる法人のうち収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等」に、「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「新たに収益事業を開始した日」を「その開始した日」に改め、同項第四号中「後とし」の下に「、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた後とし」を、「事業（第二号」の下に「又は第三号」を加え、同号を同項第五号とし、同項第三号中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

第三十条第六項中「又は第三号に掲げる内国法人」を「に掲げる内国法人又は同項第四号に掲げる内国法人のうち収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等」に、「第四号から第六号まで」を「第五号から第七号まで」に改め、同項第二号中「新たに収益事業を開始した日」を「その開始した日」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号中「後とし」の下に「、第三号に掲げる内国法人については収益事業を行う公益法人等に該当することとなつた後とし」を加え、「第六号」を「第七号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

第五十二条第六項中「又は第三号に掲げる内国法人」を「に掲げる内国法人又は同項第四号に掲げる内国法人のうち収益事業を行つていない公益法人等に該当していた普通法人若しくは協同組合等」に改める。

第七十三条第二項第二十一号中「第十項」を「第十一項」に、「第十四項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資」を「第十五項（特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得」に改める。

第七十七条第二号中「及び日本赤十字社」を「、日本赤十字社及び福島国際研究教育機構」に改める。

第七十八条の二第一項第二号中「次項第二号」を「次項第三号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「（合名会社等の社員の第二次納税義務等）」を削り、「次項第一号」を「次項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで又は第十二条の二第二項（合名会社等の社員の第二次納税義務等）の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次項第一号において同じ。）

第七十八条の二第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「（清算人等の第二次納税義務）」を削り、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　地方税法第十一条の三（清算人等の第二次納税義務）の規定の例により納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金

第九十六条第一項第一号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　第二十四条の二第一項（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に規定する事実が生じたこと。

第九十六条第六項第一号中「ロ又はハ」を「ロからニまで」に改め、同号ロ中「内国法人」を「新たに収益事業を開始した内国法人」に、「新たに収益事業を」を「その」に改め、同号ハ中「公益法人等（収益事業を行つていないものに限る。）」を「公共法人又は収益事業を行つていない公益法人等」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　公共法人に該当していた収益事業を行う公益法人等　当該公益法人等に該当することとなつた日

第百十一条の四第二項第二号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の規定による森林環境税に係る延滞金

第百十三条の二第四項第一号中「第百十七条の三各号」を「第百十七条の三第一号、第二号又は第四号」に改める。

第百十七条の三第三号中「前二号」を「第一号若しくは第二号」に、「同条第二号」を「前号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　第二十四条の二第一項（再生計画認可の決定に準ずる事実等）に規定する事実　当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権